



FAMIO

Fukushima Active Machine Industry Organization

目次

副理事長より	Page 2
新年会開催の報告	Page 3
福島労働局からのご案内	Page 4~5
事業報告・予定	Page 6



副理事長・共同受注委員会 委員長

渡辺 隆

景気の気は、気分の気とは申しますが、期待はあれど、好景気を実感できるのはいつのことでしょうか。いつまで待てばいいのでしょうか。桜の頃、紅葉の頃、それとももう一度季節がまわってから？とにかくずいぶんと余裕のある気の長い御仁でない限り、待ちきれるものではありません。

そこで、ただ待つのではなく、景気の波を乗り越える術を準備することを提案いたします。

その一つとして前年度の事業として実用実験を行った、クラウド型情報共有システム「オフィス365」を利用した共同受注システムの発展高度利用が考えられます。しかし残念ながらこのシステムは実際の組合員の参加はなく、全く活用されていませんでした。この原因は、一言でいえば「クラウド型コンピューター」というカタカナが目新しかっただけで具体的な新鮮な発想がたりなかった、つまり開発の発想が従来の「部品単体の受託加工」を前提にしたものだったからだと思ひ反省しきりです。

新たな提案とは、「われわれ福島県鉄工機械工業協同組合は、様々な技術を持つ企業の複合機構」です。この特色を生かさない手はありません。昨今、発注企業が望む外注とは、単体部品の供給から、ユニット化、完成品へ、そして製造方法、設計の提案ができる外注先です。部品の納入ばかりではなく、性能の納入です。

この理想形にたどり着くためには、一石一鳥では不可能なのは百も承知のうえで「共同受注事業」から「共同事業開発」システムを構築すべきと考えます。

具体的には、早期に「共同事業開発システム」の準備のための特別委員会を立ち上げます。これは前回の組合役員会において理事長をはじめ出席全員の賛成を得ており、広く組合全体を対象に参加を求めます。参加希望者そして「何か一言言いたい人」は、組合事務局まで連絡をお願いいたします。対応は共同受注委員会がいたします。

なお、この事業は、公共機関の補助事業対象となりますので（審査あり）、入念な調査と準備が必要であり、また実行する場合かなり高額の事業規模になることを想定しております。

■平成25年新年会の開催

平成25年2月1日 金曜日 午後6時よりウエディング エルティにて、「平成25年 福島県鉄工機械工業協同組合 新年会」が催されました。

ご来賓と組合員様の総勢58名出席のもと、理事長が新年の挨拶をされ、次に来賓である福島県商工労働部様、福島市長様、顧問の亀岡偉民様、同じく顧問の西山尚利様の祝辞をいただき華やかに新年会が開会されました。そして、昨年新たに組合に加入された(有)鈴木機工 代表取締役の鈴木信夫様からのご挨拶・ご紹介をさせていただきました。株 商工組合中央金庫の阿部 学様のご発声により祝宴が開かれました。美味しい料理とお酒にご参加の方々の会話も弾み、組合員様同士の親睦もより一層深まり、終始和やかに新年会は進行されました。中締め言葉を当組合顧問の藤橋進一郎様よりいただき、盛況のうちに新年会はお開きとなりました。

今年も無事、新年会を開催することが出来ました。ご参加いただきました組合員の皆様にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。



必ずチェック最低賃金！ 使用者も労働者も

常用・臨時・パート・アルバイトなどの名称にかかわらず、福島県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

最低賃金件名		最低賃金額（円）	効力発生年月日
		1時間	
福島県最低賃金 (下記の5産業を除く全産業)		664円	平成24年10月1日
産業別最低賃金	非鉄金属製造業	778円	平成25年1月11日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	730円	平成25年1月11日
	輸送用機械器具製造業	765円	平成25年1月11日
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	763円	平成25年1月11日
	自動車小売業	761円	平成24年12月28日

(注) 実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(注) 産業別最低賃金の一部に適用除外業種や業務があります。

詳しくは、福島労働局賃金室（電話024-536-4604）又は最寄りの労働基準監督署にご照会ください。

「必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も」

福島県の最低賃金が平成24年10月1日から変わりました。

664円

金額は時間額です



※最低賃金以上の賃金を支払わない場合は、処罰の対象となります。

産業別最低賃金 金額は時間額です。	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 除外業種 医療用計測器製造業 (心電計製造業を除く) 平成25年1月11日発効	730円	非鉄金属製造業最低賃金 平成25年1月11日発効	778円
	輸送用機械器具製造業最低賃金 平成25年1月11日発効	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金 平成25年1月11日発効	763円	自動車小売業最低賃金 除外業種 二輪自動車小売業 (原動機付き自転車を含む) 平成24年12月28日発効

次に掲げるものについては福島県最低賃金が適用されず。

- 1(1)18歳未満又は65歳以上の者
(2)雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
(3)清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- 2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、左記1の者のほか小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業

ワンストップ&無料相談・支援体制を整備したご案内

経営面と労働面の相談をワンストップかつ**無料**で提供し、中小企業を支援する体制として、福島県最低賃金総合相談支援センターを整備しました。

ご依頼があれば専門家を派遣して、貴事業場の実態を把握・分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

業務改善助成金のご案内

中小企業事業主を対象に、4年以内に時間給等を**800円以上**に引き上げる賃金改善計画を策定し、申請した年度に**40円以上**の引き上げを行うなどを条件に、就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の実施など、業務改善に要した経費の2分の1を助成します。

(上限は100万円、下限は5万円)

 **厚生労働省 福島労働局**

<http://www.fukushimaroudoukyoku.go.jp/>

最低賃金制度や最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業のご照会・ご相談は、
福島労働局賃金室 ☎ 024-536-4604 (福島市霞町1-46)
又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

■組合行事報告・予定

開催日	項目
1月4日	平成25年度 福島市新年市民交歓会
1月10日	福島県鉄工機械工業協同組合 新年挨拶回り
1月22日	商工中金福島支店 新春講演会・新年会・懇談会
1月23日	せと孝則連合後援会 代表者会議
2月1日	福島県鉄工機械工業協同組合 新年会
2月14日	第3回 共同受注委員会
2月15日	福島商工会議所 工業部会
2月15日	福島市 ふくしま産業交流会
2月19日	第8回 役員会
2月28日	福島商工会議所 医産連携講演会

■青年部会事業報告

日時	内容	開催場所
2月9日	新年会	嘉右衛門
2月22日	定例会	たまのや飯坂斎苑

青年部会では随時会員を募集しております。

48歳未満の代表・後継者の方は、是非とも入会をご検討ください。

入会希望の方は組合事務局（024-558-8011）へお気軽にお問い合わせください。



Famio Net
tekkou.or.jp

福島県鉄工機械工業協同組合

〒960-8057

福島県福島市笹木野字南中谷地21番地の4

電話 024-558-8011

FAX 024-558-8013

Email: mail@tekkou.or.jp